

環境水道防災委員会記録(No.20)

1 日 時 令和8年3月6日(金)
午前 9時59分 開会
午前11時06分 閉会

2 場 所 第5委員会室

3 出席委員(9人)

委員 長	日 野 雄 二	副 委 員 長	荒 川 徹
委 員	戸 町 武 弘	委 員	田 中 元
委 員	たかの 久仁子	委 員	木 畑 広 宣
委 員	泉 日出夫	委 員	奥 村 直 樹
委 員	村 上 さとこ		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

環 境 局 長	木 下 孝 則	総務政策部長	岩 佐 健 史
グリーン成長推進部長	園 順 一	再生可能エネルギー導入推進課長	玉 井 健 司
循環社会推進部長	敷 田 寛	施 設 課 長	堤 雄 治
消 防 局 長	岸 本 孝 司	総 務 部 長	竹 光 郁
予 防 部 長	中 尾 義 浩	予 防 課 長	澤 田 博 人
指 導 課 長	貞 池 浩 孝	上下水道局長	廣 中 忠 孝
総務経営部長	中 島 尚	経営企画課長	丸 谷 紀 之
水 道 部 長	一 田 大 作	計 画 課 長	長松軒 清
設 計 課 長	江 藤 一 洋	下 水 道 部 長	神 野 右 文
下水道計画課長	松 本 実		外 関係職員

6 事務局職員

議 事 係 長	佐々木 雄一郎	書 記	山 下 絵 美 理
---------	---------	-----	-----------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	発言の訂正について	危機管理監及び環境局長から1月28日の委員会における発言の訂正の申出があったことを報告した。
2	審査日程について	6日は議案の審査、9日は議案の採決及び所管事務の調査を行うことを決定した。
3	議案第44号 北九州市火災予防条例の一部改正について	議案の審査を行った。
4	議案第55号 令和7年度北九州市一般会計補正予算（第7号）のうち所管分	
5	議案第62号 令和7年度北九州市上水道事業会計補正予算（第1号）	
6	議案第63号 令和7年度北九州市下水道事業会計補正予算（第1号）	

8 会議の経過

○委員長（日野雄二君）開会します。

初めに、発言の訂正について報告します。

危機管理監及び環境局長から、1月28日の当委員会における発言の一部についてそれぞれ訂正の申出がありましたので、御報告いたします。

次に、審査日程についてお諮りします。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり4件であります。

審査日程については、本日は議案の審査を行い、3月9日は議案の採決及び所管事務の調査を行います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第44号、55号のうち所管分、62号及び63号の以上4件を一括して議題とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案の説明は着席のままで受け

ます。

それでは、説明を求めます。総務政策部長。

○総務政策部長 それでは、環境局所管分の議案について御説明させていただきます。

お手元の資料、令和7年度一般会計補正予算、環境局所管分についてを御覧ください。

まず、1と2の工場維持管理事業につきましては、市況変化によりますユークス価格の低下及びごみ焼却量の減少によりまして、維持管理経費の減額補正を行うものでございます。

3の脱炭素社会の実現に向けた再エネ100%北九州モデル推進事業及び4の市内事業者等への再エネ100%北九州モデル普及推進事業につきましては、関係者との調整等に日時を要したため、令和8年度へ繰越しをお願いするものでございます。

資料中に補正予算の金額をまとめておりますので、参考に御覧ください。

以上で、環境局所管分の議案についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（日野雄二君） 総務部長。

○総務部長 それでは、議案第44号、北九州市火災予防条例の一部改正についてをタブレットの資料により御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

まず、1、サウナ設備に係る改正についてです。

(1)改正理由ですが、北九州市火災予防条例では、条例制定の基準を定める省令等に従い、サウナ設備に関する位置、構造及び管理の基準を定めています。

今般、この省令等が改正され、従来の浴場等に設置されるサウナ設備とは別に、全国で増加する簡易サウナ設備に関する基準が新設されたことに伴い、省令等の改正内容に合わせて条例を改正するものです。

(2)簡易サウナ設備とはですが、テント型サウナ室またはバレル型サウナ室に設ける放熱設備、熱を発する設備で、屋外その他の直接外気に接する場所に設ける定格出力6キロワット以下のものであり、かつまきまたは電気を熱源とするものをいいます。

資料の3ページを御覧ください。

ページの中ほどに、テント型、バレル型サウナ室の例の写真を載せております。

写真の下、3、改正内容でございます。

簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を定めるもので、具体的には、①建築物等及び可燃性の物件から、火災予防上安全な距離を保つこと、②設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること、③その他の基準については、炉及びストーブに関する規定を一部準用するとなっております。

サウナ設備に係る改正については以上でございます。

恐れ入ります、資料の2ページにお戻りください。

続きまして、2、感震ブレーカーに係る改正について御説明いたします。

(1)改正理由ですが、北九州市火災予防条例では、全国の自治体の火災予防に関する条例のひな形となる国が示す火災予防条例例に基づき、住宅における火災予防の推進について定めております。

これまで主に住宅用防災機器の普及促進を図ってまいりましたが、今般、国の条例例が改正され、地震の揺れに反応して電気を遮断する感震ブレーカーについても新たに普及促進の対象とされました。

これに伴い、本市においても、(2)改正内容に記載のとおり、住宅における火災予防のための普及を促進する物品に感震ブレーカーを追加するものです。

3、施行期日ですが、サウナ設備、感震ブレーカー、いずれの改正も施行期日は令和8年3月31日でございます。

以上で、議案第44号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（日野雄二君） 総務経営部長。

○総務経営部長 それでは、本定例会に提出しております上下水道局関連議案2件につきまして御説明いたします。

説明に当たりましては、令和7年度北九州市補正予算及び補正予算に関する説明書から上水道、下水道事業会計の部分抜粋した資料を作成し、お手元のタブレットに掲載しています。主に黄色で網かけした部分について、100万円単位、端数切捨てで説明します。

まず、議案第62号、令和7年度北九州市上水道事業会計補正予算です。

資料の2ページを御覧ください。

今回の補正は、国の補正予算を受け、水道事業で、導水管、配水管の耐震化、水道用水供給事業で、行橋市、苅田町への供給拡大に伴う送水管の整備等に取り組むため、資本的収入及び支出を増額補正するものです。

第2条資本的収入及び支出です。

水道事業においては、収入では、第1款水道事業資本的収入の補正予定額として5億7,800万円を、支出では、第1款水道事業資本的支出の補正予定額として5億8,000万円を計上しています。

3ページを御覧ください。

水道用水供給事業においては、収入では、第2款用水供給事業資本的収入の補正予定額として1億1,800万円を、支出では、第2款用水供給事業資本的支出の補正予定額として1億1,800万円を計上しています。

4ページを御覧ください。

上水道事業会計補正予算実施計画です。

水道事業の資本的収入及び支出の収入の部です。1款1項1目企業債を4億2,800万円、1款7項1目国庫補助金を1億5,000万円増額しています。

支出の部です。1款1項3目整備費を5億8,000万円増額します。

5ページを御覧ください。

水道用水供給事業の資本的収入及び支出の収入の部です。2款1項1目企業債を1億2,600万円及び2款2項1目出資金を1億2,600万円減額し、2款6項1目国庫補助金を3億7,000万円増額します。

支出の部です。2款1項3目整備費を1億1,800万円増額します。

次に、議案第63号、令和7年度北九州市下水道事業会計補正予算です。

6ページを御覧ください。

今回の補正は国の補正予算を受け、下水道施設の地震対策や改築更新等に取り組むため、資本的収入及び支出を増額補正するものです。

第2条資本的収入及び支出です。

収入では、第1款下水道事業資本的収入の補正予定額として14億4,700万円を、支出では、第1款下水道事業資本的支出の補正予定額として14億5,200万円を計上しています。

7ページをお開きください。

下水道事業会計補正予算実施計画です。

資本的収入及び支出の収入の部です。1款1項1目建設企業債を7億2,100万円、1款2項1目国庫補助金を7億2,600万円増額します。

支出の部です。1款1項1目施設整備費を14億5,200万円増額します。

なお、次の8ページに各事業の補正予算で取り組む事業を掲載していますので、御参照ください。

以上で、上下水道局関連議案についての説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（日野雄二君） ありがとうございます。これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質疑はありませんか。戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 議案第44号、北九州市火災予防条例の一部改正について質問をします。

勉強のためにちょっと教えてもらいたいんですけども、この改正条例の施行期日が3月31日になっています。これは、基準となる省令の施行期日に合わせているという説明でございました。通常では4月1日からが一般的だと思いますが、なぜこの3月31日になったのか、国のほうはどう考えていたのかというのは御存じなのかなと思ひまして、質問したいと思ひます。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 施行期日について、実は国に確認は取れておりません。なぜ4月1日でなくて、

3月31日なのかというところですね。ただ、サウナの件に関しまして言いますと、令和6年度から国が検討会を開いて、実験をして、そして、翌年の令和7年度中に施行したいという意図もあるのかなとは思いますが、ちょっと定かなところは分かっておりません。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）戸町委員。

○委員（戸町武弘君）分かりました。今回の条例改正とは関係ないかもしれないんですけども、東京でサウナの事故がありました。福岡市は、事故が発生して12月23日頃に緊急点検をしていると思います。北九州市は緊急点検をいつされたのでしょうか。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 個室サウナの火災を受けての緊急点検ですね。

北九州市は、年明け1月7日から行っております。1月末までで全てのサウナ施設の立入検査を終了しております。以上となります。

○委員長（日野雄二君）戸町委員。

○委員（戸町武弘君）福岡市が12月中にやったということで、ぜひ北九州市もしっかりとした安全対策を確認することを要望します。以上です。

○委員長（日野雄二君）ほかにございませんか。田中委員。

○委員（田中元君）私も消防局にお尋ねをしたいと思います。

この簡易サウナというものが市内でどれほどあるのかなと思っていまして、何か所か、何個とか、それを教えてほしいと思います。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 現在、市内での簡易サウナの分ですね。

事業として行っている分は、現在、ゼロ件、ございません。

あとは、個人の分は届出等も今ございませんので、個人の分についての把握はいたしておりません。以上となります。

○委員長（日野雄二君）ほかにありますか。木畑委員。

○委員（木畑広宣君）火災予防条例につきまして、火災予防の観点から事業者に対して周知とか指導はどのように行ってありますでしょうか。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 3月31日の施行予定でございますので、その前後から周知を始めますけれども、もともとこの事業で行う分については、簡易サウナ、一般のサウナもそうなんですけれども、保健所の許可がまず要ることになっております。我々は保健所等とも連携しておりますので、その情報というのが特定できますので、個別に周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君）木畑委員。

○委員（木畑広宣君）ありがとうございます。

あと、感震ブレーカーについてですが、本市における普及状況とか今後の普及促進の取組についてお願いいたします。

○委員長（日野雄二君）予防課長。

○予防課長 感震ブレーカーの市内の普及状況でございますけども、今こちらの統計の数字はございません。全国的にも設置率が5%というかなり低い推移にとどまっておりますので、市内で感震ブレーカーが設置しているというのも恐らくそれ以下になるのではないかなと思います。

感震ブレーカーの必要性であったりとか広報については、これまでも電気火災を防止するという観点から、いろんなイベントであったりとか、広報物であったりとか、SNS、ホームページ等々、その効果はお知らせしているところでございます。以上です。

○委員長（日野雄二君）木畑委員。

○委員（木畑広宣君）ありがとうございます。

まきを熱源とする簡易サウナについてなんですけれども、電気設備のように自動停止が難しい面もあるかと思うんですが、異常の加熱時のときの安全確保というのはどのように担保されてあるのか、教えていただければと思います。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 木畑委員がおっしゃるとおり、まきときは停止装置っていうのは当然ついておりませんので、このケースの場合は、その周囲に消火器、これを代替として、国のほうも消火器を必ずつけてくださいという形で今回規定に盛り込んでおります。以上となります。

○委員長（日野雄二君）木畑委員。

○委員（木畑広宣君）ありがとうございます。

また、この感震ブレーカーですけれども、設置費用の負担もあると思うんですけれども、普及がなかなか進みにくいのではないかなと思うんですが、購入とか設置費用の負担というのは幾らぐらいかかるんでしょうか。

○委員長（日野雄二君）指導課長。

○指導課長 購入費についてですけども3つほどタイプがありまして、分電盤タイプ、コンセントタイプ、それから簡易型のタイプとあります。一番安いもので3,000円から、高いものであったら、今情報を仕入れている中では8万円ほど設備投資が要するというもののようにございます。以上です。

○委員長（日野雄二君）木畑委員。

○委員（木畑広宣君）ありがとうございます。

結構幅があるんですね。他都市では何か設置補助制度を設けているところもあるみたいなんですけれども、本市においても、特に高齢者世帯の方などを対象としたような、そういった補

助制度の検討とかというのも今実際どのようになっているのか、教えていただければと思います。

○委員長（日野雄二君） 予防課長。

○予防課長 現在、北九州市には設置補助制度は感震ブレーカーについてはございませんけども、全国的に見ると、政令市の中でも半数以下の都市でしか補助制度はありません。その中でも、内訳としたら防災部局であったりとか、都市整備部局であったりとか、主にそういったところに補助制度はあるというふうなことは情報として入っております。ですので、今後、消防局としてどうするかという御質問であれば、まず北九州市でそもそも補助ができるのかどうか、それから、それを担当する部局がどこになるのかという協議、調整は必要だろうなと思います。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 木畑委員。

○委員（木畑広宣君） ぜひよろしくお願いいたします。

感震ブレーカーについてなんですけども、条例改正を契機として、今おっしゃっていただきたみたいに、制度だけではなくて、実際の設置とか普及が進む取組をぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。ありがとうございます。

○委員長（日野雄二君） ほかにありませんか。村上委員。

○委員（村上さとし君） 順番にお聞きします。

まず、環境局の補正予算についてお伺いいたします。

御説明いただきまして、焼却に使うコークスが約1億5,000万円、薬品が5,000万円で、歳出が減った理由が市況の変化と焼却量の減少と御説明いただきました。なぜ減ったのかということに対して市民の方に御説明いただきたいと思います。焼却量について、今年の実績が昨年と比べて全体的に増えているのか、減っているのかをまず1つお示しください。

そして併せて、来年度はどの程度見込んでいるのか、見通しがあればお伺いをいたします。

次に、繰越明許です。再エネ100%北九州モデルの補助金など、合計で1億4,854万2,000円が繰り越されています。これは、申請件数や交付決定件数、遅れの理由などを分かればお示しをください。

来年度は、募集から交付決定まで、いつまでに何をするのか、工程があれば教えてください。

次に、火災予防条例です。

1つ目のサウナについては、個人的な話ですが、私もサウナがとても大好きでよく行くんですね。なので、最近は個人で簡易サウナをお持ちの方もいらっしゃるの、大変羨ましく聞いていたわけです。今回の改正は、国の整理に合わせて、テント型とバレル型のサウナを簡易サウナ設備と位置づけたということで理解をいたしました。

この運用を具体化するための実態を伺います。

保健所には届けるのが必要と先ほど木畑委員の質問でお答えいただいたと思いますが、市内

で営業として設置している施設やイベントの状況などを把握されていたら教えてください。

また、販売やレンタル、設置工事などの事業者が市内にあるのかどうか、教えてください。

今まで消防への相談件数があつたかどうかとか、指導実績があつたかどうかなどを教えてください。実態を把握するのはなかなか難しいとは思いますが、分かる範囲で教えてください。

続いて、サウナとは別に感震ブレーカーについてです。

感震ブレーカーを普及促進対象に追加することですが、これの成果指標、普及件数や普及率などを設けるのかどうか、教えてください。

次に、上下水道局について伺います。

今回の補正は、いずれも国の交付金などの活用と企業債により、防災と老朽化対策に関わる整備を上積みするものと理解をいたしました。必要性はもう十分理解をしております。

まず、財源なんですが、上下水道それぞれ交付金が入る交付金の事業名と金額、あとは企業債を充当する事業名と金額を教えてください。

次に、増額の中身と効果です。

上水道では、配水管整備改良、導送水の施設などの整備、下水道では管きょやポンプ場、処理場、施設改良など増額の項目があります。これについて、何がどれだけ増え、市民にとって災害時に断水や浸水のリスクがどう下がるのか、今市民に分かる言葉で御説明いただきたいと思ひます。

年度内の進捗見込みと繰越遅れのリスクについても伺ひます。

入札不調や工期延長の見込みがあるならば、教えてください。

あわせて将来負担です。

企業債を増やす場合、中長期的に上水道は料金、下水道は使用料、また、更新計画にどう影響し得るのか、現時点での見込みを伺ひます。以上です。

○委員長（日野雄二君） 施設課長。

○施設課長 コークス及び薬品の減額に関するごみの量の変化についての御質問がございました。

3工場の焼却量なんですが、令和6年度の実績で約38万2,000トンでございます。今年度の見込みとしては37万8,000トンで約4,000トン減の見込みでございます。来年度以降に関しても、人口推計とカリサイクルの推進、ごみの発生抑制などがございまして、同程度の減少が予想されると思ひております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 再生可能エネルギー導入推進課長。

○再生可能エネルギー導入推進課長 脱炭素社会実現に向けた再エネ100%北九州モデルの繰越しについて、その理由と工程について御説明させていただきます。

本事業は、環境省の脱炭素先行地域事業に選定されたものを受けて、国の交付金を活用して、公共施設に太陽光パネルなどの再エネ設備を整備して、脱炭素社会を目指すものでございます。

全額を国の補助金で運営しているものでございまして、今回の繰越しの理由といたしましては、当初予定しておりました太陽光パネル関連の設備でパソコンというものがございまして、パソコンの予定していた型式が生産終了になり、それによる全国の需要増が発生したため、当初12月までに納品されるものが、2月ぐらいになったことが判明したことから繰越しをするものでございます。こちらについては、既に納品が終わっておりまして、6月をめどに工事執行することで適正に処理をしているところでございます。

補助の工程につきまして御説明させていただきます。

補助の工程は、国と施設の所管課等と協議を行いながら、公募する施設を決定しておるところでございまして、従来でいいますと、大体4月から5月ぐらいに公募を開始いたしまして、そこから応札事業者の現地調査に入り、8月をめどぐらいに申請をいただきまして、そこから事業者が決定する仕組みとなっております。現地の調査には時間がかかるものもございしますが、なるべく早く公募を開始するような形で調査を進めておるところでございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 簡易サウナの件について順番にお答えさせていただきます。

まず、市内の事業所の数は先ほどお話ししたとおり、今のところはゼロ件ということになっております。

イベントですね、こちらは不特定の方が利用されるということで、直近でいいますと昨年の12月に1件ございます。小倉北区のミクニワールドスタジアムで1日限定のイベントがありまして、こちらにも届出をいただいております。

続いて、販売の件ですけれども、アウトドアの専門用品店等での販売、それから、インターネットでも今販売を我々は確認しております。あわせて、レンタルについて、今後増えていくのかなと思うんですけれども、市内に今1件、我々は確認をしております。

最後に相談の件数でございますけれども、今のところ届出はいただいておりますが、具体的な細かい相談というのは特段お伺いしておりません。以上となります。

○委員長（日野雄二君） 予防課長。

○予防課長 感震ブレーカーの普及に係る成果指標を設定するのかという御質問でありますけれども、先ほど答弁しましたけれども、全国的にもまだ設置率が5%とかなり低いということになっております。北九州市でもその認知度を上げるための広報啓発、まずこれをやっていくんだらうなと思います。どれほど認知度が上がっていくのかというのは、各種イベント等々、アンケートを取るとかという方法はあるのかなと思っております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 計画課長。

○計画課長 交付金の事業名と金額について御回答いたします。

まず配水管のほうなんですけど、水道施設アセットマネジメント推進事業の交付金をいただい

て、交付金額が4,125万円でございます。

続きまして、今回、導水管の更新でいただく事業でございますが、水道総合地震対策事業でございます。導水管の更新に当たりましては、金額といたしましては~~8,190万円~~^{1億930万円}をいただくということになっております。

最後に、用水供給でございます。用水供給事業につきましても、同じく水道総合地震対策事業でございます。金額が~~3億7,577万円~~^{3億7,057万円}を計上しております。

今後といいますか、この補助金を活用することで事業がどうなるのかというお話があったんですが、水道事業に関しましてはR8年度で今回計上している一部を、R7年度に補正で前倒しして事業を執行するという考えでございます。

具体的に言いますと、R7年度までは配水管でいけば57億円程度の予算でしたが、それを増額してR8年度の予算でもやっていくんですが、さらにR7年度補正で前倒しして事業を進捗させていこうと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 設計課長。

○設計課長 水道施設工事の不調の件についてお答えします。

令和7年度の工事の不調については2件発生しております、水道施設工事全体で2件でございます。2つとも指名競争入札でございまして、1件は、多忙であるとか、技術者が足りないことで辞退するということで札入れがなかったというものです。もう一つに関しては、全て札入れはあったんですけども、最低制限価格を下回って入札が成立しなかったというものでございます。どちらも時期を少しずらして、改めて再入札したところ契約に至ったということになっております。以上です。

○委員長（日野雄二君） 下水道計画課長。

○下水道計画課長 下水道事業についての補正の内容についてお答えいたします。

今回の補正につきましては、国の安全・安心に資する部分、老朽化対策に伴うもの、防災・減災、あと国土強じん化の推進に当たるものということで採択をいただいているものでございます。

補正予算に上がっている中身につきましては、まず国のメニューにつきましては、いわゆる通常補助と言っていますけれども、個別の箇所当たるもの、これは具体的には南小倉ポンプ場の耐震補強工事が1件ございます。そのほかは、防災・安全交付金という交付金がたくさんある中で採択をいただいているものでございます。中身につきましては、浸水対策、地震対策、改築更新と大きく3つに分かれておまして、浸水対策につきましては波打町の基本設計1件、地震対策につきましては管の更生ですね、古くなった管の更生工事を、リニューアルをするという工事が主な内容でございます。改築工事につきましては、管の更生も入っていますけど、主に浄化センターの古くなった施設の改築をすると。例えばばっ気槽、ぶくぶく空気を入れるところの機械を替えるとか、そういった工事に充てるものでございます。

内容については以上でございますけれども、これらの執行につきましては、今回の補正予算で上げさせていただいておりますので、早速工事の発注に取りかかるんですけれども、いずれにしろ繰越しをして、来年度以降の執行になろうかと思っております。

具体的に入札がどのようになっているかというところでございますけれども、下水道関係の発注工事では、今年度は不調件数が今のところ5件程度出ております。これ内容は、いずれも管の更生工事が出ているんですけれども、最低制限価格を下回って入札不調になったというのが主な理由でございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 経営企画課長。

○経営企画課長 企業債の件と、企業債の借入れに伴う将来的な負担の件についてお答えいたします。

まず、企業債につきましては、借入先がいろいろで民間の金融機関とかもありますので、我々上下水道局としては、借り入れる制度の名称については水道事業債、下水道事業債として借入れを行っております。また、企業債は今回借入れすること、また、将来的に借入れすることによりまして負担が増えるんですけど、こちらにつきましては、現在、策定中の次期中期経営計画において、ある程度見込みを立てて計画をやっております。次期中期経営計画の見込みでいうと、令和12年度の水道事業の企業債残高は910億円と大きくなっていますが、こちらにつきましては、現在、進めております経営改善に取り組みながら、少しでも抑えていくような取組を行っていきたいと思っております。

下水道事業につきましても、令和12年度に1,460億円と大きいんですけど、こちらは年々償還を増やして残高を減らしておりますので、こちらについても注視しながら取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 再生可能エネルギー導入推進課長。

○再生可能エネルギー導入推進課長 脱炭素社会の実現に向けた再エネ100%モデルについて一部答弁漏れがございましたので、御回答させていただきます。

令和7年度の申請件数と交付決定の数ということで、本事業は先ほど御説明しました国の申請を行ってやっているものがございます、地域新電力である北九州パワーを通じて公募をかけているところがございます。今回、公共施設をまとめて公募しているところがございます、施設数でいいますと大体45件程度申請を行って、交付決定をして、今施設に設置を行っているところがございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） お答えありがとうございます。実態が分かりました。

火災予防条例についてですが、簡易サウナの家庭利用についてですが、家庭ではどれくらい普及しているのかという件数はお持ちなんでしょうか。持っていらっしやらない。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 簡易サウナの家庭での利用についてですね、これは届出制度がありませんので、分かりません。以上になります。

○委員長（日野雄二君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 届出制度がないというのはもう承知しておりますが、届出をしていない御家庭にも注意喚起が必要だということでもありますので、これは啓発をしっかりとさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

上下水道局の補正であります。市民にとって非常に身近な公共の事業でありますので、私の周りからも注目が高い、いろんな声が届いております。補正を組むことによって、断水リスクが低減したり、浸水リスクが低減したり、耐震化の効果があったりということをきちんと市民にもお示しいただくことで市民の安心にもつながります。その辺のPRもしっかりさせていただきたいと思います。

また、将来負担増についても、今御説明いただきましたように、償還を早めたりいろいろなことで工夫をして、市民の負担にならないようにと動いていただいているということもよく分かりました。引き続きよろしくお願いたします。以上です。

○委員長（日野雄二君） 要望として受けました。

ほかにありませんか。奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 先ほど出た環境局のごみの量が減ったという37万幾らという話は、調査号にある一般廃棄物と産業廃棄物を足した数量なんですかね。

○委員長（日野雄二君） 施設課長。

○施設課長 焼却工場で燃やすごみの量でございます。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） じゃあ、調査号のごみ処理状況のところの表とはまた全然別で、ここではそれは見れないということですかね。たまたま見ていたら71ページにあったんですけど。ちょうど数字が一緒ぐらいだったから、これを足したのを指しているのかなと思ったんですけど。

○委員長（日野雄二君） 施設課長。

○施設課長 71ページの数字が北九州市のごみでございまして、これに他都市ごみが約8万トンぐらい入りますので、その合計で今年度は37万8,000トンの見込みと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） ちょっとこれを見ていたもので聞きたいんですけど、令和6年度で産業廃棄物が物すごく減っているのは何か理由があるんでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 施設課長。

○施設課長 こちらの産業廃棄物に関しては、焼却工場で処理するものではなくて、最終処分場で受け入れている数でございます。現在、若松区の響灘西地区のほうで廃棄物を受け入れて

おるんですが、新しく東地区のほうに新処分場を建設しております、そちらが令和14年度から稼働する予定でございます。その間は、西地区のほうで産業廃棄物を受け入れないといけないということで、残量が少なくなっておりましたので、現在は受入れを若干制限しまして、令和6年度に関しては、最大で1社当たり5,000トンまでの上限を設けさせていただいて、それ以上排出される業者に関しては市内の別の、例えばJ P 響灘廃棄物処分場とかを御紹介させていただいて、そちらのほうに搬入しておりますので、市の最終処分場に持ってきた量というのはかなり減ったということになっております。令和7年度からは産業廃棄物については西地区処分場のほうでは受入れをもう停止しておりますので、令和7年度の実績としてはこれからまたかなり減るのではないかなと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 今の件、違う話だったので、申し訳ございません。

そうすると、減ったのは一般廃棄物と市外からのものということで、今度値上げすることによってさらに減ることは考えられるのか。影響はどうでしょうか。想定として。

○委員長（日野雄二君） 施設課長。

○施設課長 焼却工場の受入れ単価が上がりますと、例えば今までは焼却工場で処理していたものがリサイクルに回ったり、また、ごみそのものの排出を抑制するという効果が期待できますので、ごみの量としては減っていくのではないかなと我々も期待しております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 分かりました。そしたら、また、補正でこういう減額があるかもしれません。そこはまたしっかり見ていただいて、ぜひ正確な見立てをしていただけたらなと要望して終わります。

○委員長（日野雄二君） ほかにありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） それではまず、火災予防条例についてお尋ねしたいと思います。

これは事業としてやるものが対象ということでしたが、設置の際には保健所と連携して基準に合っているかどうか点検しますよね。それで、あと日常的な、例えば場所を変えるとかということがあるとしたら、それは変えたらまた届出をしないといけないんでしょうか。要するにこの基準に合っているかどうかという場合に、変化した場合、それは把握したりチェックしたりはできるのかというのが1つと。

それから、先ほど東京の痛ましい事故の後、北九州市は1月中に点検が終わったということですが、何か所あったんですかね。

それと、仮にこれも引き続き日常的なチェックは消防局としてはできるのかというのをお尋ねしておきたいと思います。

それともう一点、感震ブレーカーですが、これは電気を遮断するということですが、これは

これで一定の効果があると思うんですが、常識で考えたら大体分かるんですけど、どういうところに効果があるということになるのか、どういうイメージかというのを教えてほしいのと。

ガスとかの炎が出る器具、これについては今何か対応、対策があるのかということをお尋ねしておきたいと思います。まず、消防局からいいですか。

○委員長（日野雄二君） 指導課長。

○指導課長 簡易サウナについての2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、場所を変えた場合の届出は必要になってまいります。その理由は、我々が場所を把握することによって、この場所に今簡易サウナがあると。万が一火災になった場合に、それをいち早く消防局として把握しておきたいという理由で届出制度が設けられておりますので、変更した場合も届出が必要となります。

それから、2点目でございます。例の個室サウナの件でございますけれども、1月7日から1月30日まで保健所と合同で個室サウナ、それから、一般的なサウナ、全てで49か所となっております。うち個室サウナは16施設でございました。こちらに立入検査を行って、それぞれ保健所の担当の範囲、消防局の担当の範囲を点検したところでございます。

今後、日常的に消防局が点検をということでございますけれども、我々は今回、特別的な立入検査とは別に、定期的に一般の立入検査というのをしております。サウナがあるような施設については、少なくとも3年に1回、早いところでは1年に1回お伺いして、目視で点検をしております。また、各種消防法に関わる分で報告制度というのもございますので、年1回都度都度、例えば消防設備の点検の結果とか、そういったものも把握をしております。以上となります。

○委員長（日野雄二君） 予防課長。

○予防課長 感震ブレーカーの設置場所、どういったところに効果があるのかという御質問ですけれども、この感震ブレーカーというのが、電気を原因として起こる火災を防ごうというものです。ですので、恐らく日本にある建物で電気が使われていない建物はほぼないんじゃないかなと思います。という意味でいえば、恐らく全ての建物、木造、耐火建物も含めて、全ての場所に感震ブレーカーがあると効果があるのかなと考えます。

それから、炎が出るほかの設備に対するものが何かあるかということでしたけれども、一例を挙げるとすれば、ガスコンロなんかを家庭で使っているところがあるとしたときに、その地震の揺れを感じて、ガスの供給をマイコンメーターで強制的に止めるといったものもあります。そういった火災を予防するための設備というのはいろんな種類があると思いますけれども、一例として挙げさせてもらいました。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 簡易サウナの件は分かりました。

それで、今の感震ブレーカーの件ですが、感震ブレーカーをつけることによってどういう事

故が防げるという、どういう想定をされているかというのを教えてほしいのと。

それから、炎が出るような器具については今何か啓発とか、こういうふうにしたほうがいいですよとかと推奨していることとか、何かあるんでしょうかということなのですが。今回、感震ブレーカーが一応そういうものになるわけですよね、推奨するものというか。炎が出るものについては特にないんですかね。ガスが自動的に遮断されるような装置をつけましょうというようなことを勧めているとか。そういうのはないですか。

○委員長（日野雄二君） 予防課長。

○予防課長 感震ブレーカーがどういったパターン、ケースで有効に働くのかという例ですけども、例えば地震が起きましたと。建物が揺れます、電気設備を使っているものが倒れます、もしくは電気ストーブをたいていの上で洗濯物を干していました。こういったものが、例えば電気ストーブの上にかかる、それから、電気ストーブが一時的に遮断することで電気が消える。ただ、電気が復旧した後、熱を持って通電したときに、ストーブの上にかかったタオル、衣類が燃えるだったりとか、ストーブが再点灯したときに近くにあるものを燃やしてしまう、熱してしまうということがあるので、それを電気が復旧した後も御家庭にあるブレーカーを落としておけば、通電せずに、火災が発生しないだろうと、そういうことを想定して感震ブレーカーを設置しましょうということでございます。

それから、すいません、もう一度どういった質問でしたかね。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 炎が出るようなものについて、今回は感震ブレーカーは電気でしょ、炎が出るものがあるじゃないですか。ガスコンロとか、そういうものについてはこういうものをつけましょうというような推奨している装置とか、器具とかがあるんでしょうかということです。

○委員長（日野雄二君） 予防課長。

○予防課長 先ほども申し上げましたけども、恐らくガス供給をされているお宅であれば、マイコンメーターが作動してガスの供給を止めますので、それで炎は消える、消せるというか、炎は一旦は消えるのだらうと思います。立ち消え安全装置とかもありますので、もし鍋がこぼれたりしたときには、ガスコンロの電源をシャットするといったものがあるのだらうと思います。以上です。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 今回、感震ブレーカーについても普及促進の対象にするということですけども、そういう炎が出るようなものについて普及促進をするとはなっていないということですかね。どちらかというと、炎が出るほうが危ないなという気がするんですけども。

○委員長（日野雄二君） 予防課長。

○予防課長 あくまでも今回の感震ブレーカーというのは電気の再通電による火災を防止しようという仕組みのものでございますので、炎を使う設備まで何か作用するというものではご

ございません。以上です。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。感震ブレーカーを否定しているわけじゃないんですけども、どちらかというとなんか炎が出るほうがもっと切実じゃないかなという気がして、そのことだけを今聞いているんで。火災予防のためには、市民もみんないろんな取組を一緒になってやっつけていかないといけないと思うんで、この感震ブレーカーについてもこういう効果がありますよというのを分かりやすく、今後、市民に普及啓発していただきたいなということは要望しておきたいと思います。

環境局にお尋ねします。

まず、再エネ100%北九州モデル推進事業で、公共施設に対して設置していくということですけど、公共施設全体の数と今何か所までいっているかというのを教えてほしいんです。

それから、市内事業者等へのこの事業について現在までの設置箇所を教えてください。

それから、コークスの市況が25%も下がったということなんですけども、今後、逆にまた上がるということもあり得るんでしょうか。

それから、コークスの使用量が減少するという事は、そのまま清掃工場から発生する温室効果ガスの減少につながるんだと思うんですが、どれぐらい減るかというのが分かれば教えてください。

それから、工場での温室効果ガスの発生そのものを抑制するためにはいろんなことに取り組んでいらっしゃると思いますけど、今主にどういうことをやっていらっしゃるのか、教えてくださいたいと思います。以上です。

○委員長（日野雄二君） 再生可能エネルギー導入推進課長。

○再生可能エネルギー導入推進課長 脱炭素社会実現に向けた再エネ100%北九州モデル事業の施設数について御回答させていただきます。

全体の公共施設につきましては、公共施設白書などから大体2,000施設ぐらいございますが、今回、国に交付申請しております脱炭素先行地域事業の対象として置いているものにつきましては約300施設の293施設を申請しております。全ての施設に置くわけではなくて、これは施設の中で太陽光パネルが置ける場所というのを選定しまして、令和4年に申請したものでございます。その後、施設の状況であるとか、耐震とか、屋根にも載せますので、ちょっと古い建物には載せられなかったり、あと場所を訓練で使ったり、市民センターなどにおきましてはイベントとかで使ったりすることがございますので、そういった施設を順次外して行って、現在、約80施設に設置が終わっているところでございます。

あわせて、市内の事業所につきましては、こちらは2つ目の重点対策加速化事業という国の補助金、脱炭素先行地域事業の一つのメニューでございまして、こちらで対応しておるところでございまして、今回、令和7年度におきましては、約6つの施設に設置をしておるとこ

ろでございます。これまで太陽光と空調の施設を合わせまして約9件の設置が終了しているところでございます。答弁は以上となります。

○委員長（日野雄二君） 施設課長。

○施設課長 コークスに関する御質問にお答えしたいと思います。

まず、コークスの価格の変動なんですけど、こちらの要因といたしましては、例えば石炭の産出量、コークスの生産量、それから、鉄鋼業の好況とか不況とか、そういったものなどが影響いたしております。直近の大体5年間を見ますと、令和4年度が結構高くて、令和4年度の高いところでコークス1トン当たり消費税抜きで10万円ほどしておりました。それから、コークスの価格が低下に転じまして、最近で安いのが令和7年度の3万9,900円というのがございました。現在、また若干上昇傾向にございまして、この価格の変動については、先ほど申しましたように、石炭の産出量とかコークスの生産量とかそういったいろんなものが影響しますので、どうなるかというのは一概にはなかなかつかめないところではございます。

それから、CO₂に関してなんですけど、新門司工場は熔融炉ということでコークスを使っております。ほかの工場に比べると大体CO₂の発生量が1.5倍ぐらいございます。それで、我々どもといたしましては、CO₂の発生を抑える方法として、まずは工場の大規模な修繕であったり、それから、建て替えだったり、そういったときには、例えば高効率モーターの採用などを行いましてCO₂の発生を抑える。それから、発電に関しては最大限のエネルギーを利用するというので、昨年4月から本格稼働いたしました日明工場などは、発電量をもととの工場の6,000キロワットに対して1万8,000キロワットということで3倍の能力を設けました。そういった形で、ごみを燃やすことによるCO₂の削減というのはなかなか難しいんですが、間接的に発電の能力を高めたりして、トータルでCO₂の削減を図ったりしております。

それから、コークスに関してのCO₂の対策なんですけど、バイオマスチップというものがございます。これは10センチ掛け1センチぐらいのリサイクルできない木材を熔融炉の中に投入いたしまして、コークスの役割を一部担うということで、コークスの低減を図っております。

それから、現在、新門司工場では基幹改良工事を行っておりますが、こちらのほうでは、コークスの削減を抑えるように、例えばごみを満遍に投入できるような設備の導入や、炉の形を変えまして、なるべく空洞が起きないように形にして、効率よくコークスを使用できるというような、そういった改造も行っております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） ありがとうございます。分かりました。

先ほどの100%再エネモデル推進事業ですが、2,000施設ぐらい公共施設があつて、そのうち何か所までいけるんですか。計画的にいつ、最終的にどこまでいこうという計画なのかというのを教えてほしいのと。

それから、市内の事業所等には今の時点で9か所ですか、これはどこまでいく計画かというのを教えてください。

○委員長（日野雄二君） 再生可能エネルギー導入推進課長。

○再生可能エネルギー導入推進課長 2,000施設のうちにどこまでいけるかというところでございますが、現在、まず300を目標にしているところでございますので、国の補助金で目指すところは300を目指してやっているところでございます。

あわせて、その交付金を活用しない部分についてもこれから検討が必要だと考えておりました、そういった部分につきましては、また今後国の補助金を活用しない形でのモデルを構築しながら検討を進めていきたいと考えておりますが、太陽光パネルを置ける場所というのは今国も政府の率先実行計画の中で置くような形を示しております、我々北九州市の中で今エリアであるとか、太陽光の向きであるとか、広さであるとか、そういったところを踏まえながら、どの施設に置けるかというところの調査を今進めているところでございます。補助金を活用するのは令和9年度までの事業でございますので、そこまでは補助金を活用しながら、その後は、耐荷重とかの問題で置けなかったところも、少し軽量のパネルとかも最近出てきておりますので、そういったものも含めて置いていくことを考えております。今の段階では置けない状況でありましても、置けるところが出てくることもございますので、施設数についてはそういった意味で今精査しているところでございます。

民間企業の9か所から、今後、どうなるかというところでございます。

こちらの事業につきましても、令和9年度までの国の事業でございまして、年間大体3件から4件程度の設置が今できているところでございます。今年度も入れまして残り2年間でございますので、もう6施設、7施設程度を目指して設置を進めていこうと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。再エネ100%モデルということで、公共施設についても積極的な設置を進めていただきたいし、民間の建物についても国の補助金ももちろん必要な財源としてはありがたいと思うけども、市としても独自の努力も含めて、積極的に進めていただきたいということを要望しておきます。

それから、上下水道局にお尋ねしますが、今回は国の防災・減災、国土強じん化の推進などに係る補正予算ということですが、議会でも、国の抜本的財政支援を求める意見書を採択しているわけですが、今後の上水、下水、いずれも国の財政措置の見通しというのはどんなでしょうか。

○委員長（日野雄二君） 計画課長。

○計画課長 水道に関する国の財源措置の見込みでございます。

委員御承知のとおり、国が国土強じん化対策の一環として、老朽管、耐震管の国費の拡充を

図ってきている状況でございます。我々としても、貴重な財源でございますので、特に水道は厳しい経営状況でもあるので、いただけるものはしっかりいただいてまいりたいと思います。今まで老朽管のほうは国の補助がつかなかったんですけど、今回から強じん化の一環として、緊急輸送道路下の配水管の更新などに今回拡充されておりますので、その流れに沿って、今後とも要望してまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 下水道計画課長。

○下水道計画課長 下水道部門の国の状況を御説明したいと思っております。

来年度の予定につきましては、国は下水道の個別補助というか、通常の補助金に当たる部分、これについては総額1.16倍となっております。交付金、これは下水道が一部入っているものですが、これは全体で0.98倍ということですが、昨年の八潮市の事故を受けまして、やはりこの下水道管も、老朽化対策について国も力を入れるということで国費を増やしているところでございます。来年度もうちとしましては、老朽化対策がまだまだありますので、しっかりと要望していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 老朽管の更新事業というのはこれからどんどんお金がかかるわけで、これはやはり非常に重要な事業ですから、ぜひ有効な国の補助等もしっかり活用しながらやっていただきたいと思っております。

それから最後に、行橋市、苅田町への水道用水供給事業に関連してですが、行橋市では油木貯水池の貯水量が減少しているということで節水が呼びかけられています。本市からの用水の供給には安定した水の確保ということを期待されていると思うんですが、一方で周辺市町への水道用水供給事業と本市の市民向けの水資源の確保、これはやはりバランスよく事業を展開していく必要があると思うんですが、そのあたりの基本的な考え方を教えていただきたいと思っております。

○委員長（日野雄二君） 計画課長。

○計画課長 水道用水供給事業に関しましては、現在、水道事業の施設能力が76万9,000トンございまして、そのうち実際出ているのが30万トンでございます。我々としては、この施設を有効に活用して、水道用水供給事業を図ってまいりたいと考えております。当然ながら本市の安定給水が第一原則です。それが大原則にある上で、どこまでできるかということと、双方の都市がウィン・ウィン、お互いにメリットがあるというのが第一条件でございます。現在、宗像地区、新宮町、古賀市、香春町、岡垣町の5事業体、1日2万9,000トンの計画を実施しているところです。今後、行橋市、苅田町の2都市が増えることによって、令和10年から3万4,000トン程度の水量になってきます。その辺も当然安定給水が第一原則と考えて、かつ資産を有効に活用することで水道事業の経営の一端をなすように事業展開を進めているところです。以上でございます。

○委員長（日野雄二君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。バランスよく事業を進めていただきたいということを要望しておきます。以上です。

○委員長（日野雄二君） ほかにありませんか。

ほかになれば、以上で議案の審査を終わります。

次回は3月9日午前10時に開会します。

本日は以上で閉会します。

環境水道防災委員会 委員長 日野雄二 ㊟